

令和六年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 調査の目的
 都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十条）である青森県地域福祉支援計画の改定にあたり、基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲
 県内の相談支援機関等関係機関

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、他分野の相談や複合課題への対応とする。

2 報告を求める基準となる期日は、令和六年十月一日とする。

四 報告を求める者
 県内二百六十九機関

五 報告を求めるために用いる方法
 インターネットを利用し、専用サイトからのウェブ回答とする。

六 報告を求める期間
 令和六年十月二日から同年十月二十一日までとする。

青森県告示第五百七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和六年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	指定障害児通所支援事業者
主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類
名 称	障害児通所支援事業
所 在 地	障害児通所支援事業所
指 定 日	指 定 日

社会福祉法人陽明会	三沢市前平二丁目五の二	保育所等訪問支援	児童発達支援・放課後等デイサービスの森	三沢市前平二丁目五の一	令和六・〇・一
-----------	-------------	----------	---------------------	-------------	---------

青森県告示第五百八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十条の二第四項の規定により公示する。

令和六年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村二〇〇 菊池 則憲	奥戸区域 奥戸漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として甲の地区の者が行う漁業
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村二九 碓谷 励	うち甲の地区 大間町大字奥戸字奥戸村、字向町、字浜町通、字館ノ上の区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として甲の地区の者が行う漁業
下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四二七の二 小谷 幸夫		
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一九九 柴田 正喜		

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社マズミタイル商会

二 代表者の氏名 菅原有紀子

三 主たる営業所の所在地 八戸市青葉一丁目一七の一七

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第六九九三号

五 取消年月日 令和六年八月二日

六 取消しに係る建設業の許可

左官工事業、石工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年三月二十一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社タケナカホーム

二 代表者の氏名 中野武美

三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽五丁目一四の二一

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一三一八二号

五 取消年月日 令和六年八月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社福澤建築工業

二 代表者の氏名 佐々木英雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字小久保尻二〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一一二七二号

五 取消年月日 令和六年八月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年八月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 六ヶ所再処理メンテナンスサービス株式会社
- 二 代表者の氏名 金川昭宏
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平一の四五
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―一）第五〇〇一三九号
- 五 取消年月日 令和六年八月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年六月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社ルクスト
- 二 代表者の氏名 蛭澤勇人
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字上笹橋三七の三五

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第五〇〇六一八号

五 取消年月日 令和六年八月六日

六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年六月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社名久井重機
- 二 代表者の氏名 名久井邦朗
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西十四番町三一の四一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第五〇〇三七八号
- 五 取消年月日 令和六年八月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土工工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年四月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和六年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社浜田工業
- 二 代表者の氏名 浜田康尊
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市松園町一丁目六の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第一〇三五八号
- 五 取消年月日 令和六年八月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年八月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭